

新車延長保証 加入申込書

西暦 年 月 日

1. ご契約お申込者情報

個人名義の方	
申込者	フリガナ
住所	フリガナ
	〒
	都道 市区 府県 町村
連絡先	TEL :
メールアドレス	@

法人名義の方（ただし、商用目的のお車については本新車延長保証対象外）		
申込者	フリガナ	会社印
法人名	フリガナ	
代表者氏名	フリガナ	
住所	フリガナ	
	〒	
	都道 市区 府県 町村	
連絡先	TEL :	FAX(任意) :
メールアドレス	@	

2. ご契約内容

新車延長保証 の概要	ご加入いただくことで、ご購入の新車に付帯されている一般保証を新車登録後7年間まで延長し、さらにその間の走行距離制限が無制限となります。ご加入は、車両の最初のユーザー様に限られます。また、新車登録日から5年目の車検を実施するまでの間にお申込が必要です。ただしこの期間内であっても、お車の総走行距離が100,000 kmに達した場合には本延長保証に加入することはできません。なお、加入料金はお車のモデルやご加入時期により異なります。 詳細については「新車延長保証制度 保証規約」に記載しております。ご加入申込前に必ずお読みください。
注意事項	・本制度は当社正規輸入の Hyundai 新車をご購入の最初の使用者様のみご加入いただけます。また、タクシーやレンタカー、その他商用目的でご使用されている車両については本制度にご加入いただけません。 ・メンテナンスノートに記載されている当社が指定する車検を含む定期点検整備、及び定期交換部品の交換を当社指定工場で実施されていない場合、本延長保証の契約が締結されても保証の適用を受けられません。 ・本延長保証をご利用の際は、原因を同じくする1故障につき3万円(税別)の免責金が発生いたします。
適用期間	保証期間は新車一般保証期間終了日(※)の翌日から、新車登録日から7年後の応当日の前日までとします。その期間内での走行距離は無制限といたします。 ※ 新車一般保証期間終了日とは、新車一般保証開始日(新車登録日に同じ)から5年後の応当日の前日、又は総走行距離が100,000 kmに達した日の、いずれか早い日を指します。
サービス名	新車延長保証
加入料金 ※料金はすべて税込みです。	以下より、該当するモデル・加入時期を確認しチェックマークを記入してください。 新車延長保証 (IONIQ 5 , KONA) ☐ 148,500 円 (新車登録日から60日まで) ☐ 204,000 円 (新車登録日から61日以降、初回車検(3年)満了まで) ☐ 292,000 円 (初回車検満了日(3年)以降、2回目車検(5年)満了まで) 新車延長保証 (INSTER) ☐ 128,000 円 (新車登録日から60日まで) ☐ 182,000 円 (新車登録日から61日以降、初回車検(3年)満了まで) ☐ 270,000 円 (初回車検満了日(3年)以降、2回目車検(5年)満了まで) ※NEXO 及び IONIQ5 N は新車延長保証に加入できません。

3. 加入必要書類

以下4点（法人名義の場合は5点）を以下のメールアドレスへご送付ください。

hmj_ex_warranty@hyundaimobility.jp （延長保証担当宛）

- ・記入済みの本申込書の写し（PDF形式等）
- ・車検証の写し又は、ICタグ入りの車検証（電子車検証）の場合は自動車車検証記録事項の写し（PDF形式等）（※1）
- ・免許証（本人確認書類）の写し（PDF形式等）
- ・車両の総走行距離が10万km未満であることが分かる写真（JPG形式等）
- ・委任状の写し（PDF形式等）※2 法人名義の車両で代理人が手続きを行う場合のみ

※1 「自動車車検証記録事項」とは、電子車検証をスマートフォン用「車検証閲覧アプリ」により読み取ることで入手可能な書類で、車両の登録情報の詳細が記載されているものです。「自動車車検証記録事項」の閲覧・PDFダウンロード方法については以下の国土交通省特設サイト等にてご確認ください。

- ・「国土交通省 電子車検証 特設サイト」

[\(https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/\)](https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/)

- ・「【電子車検証】車検証閲覧アプリ（スマートフォン版）のご紹介」（国土交通省 MLIT channel）
<https://www.youtube.com/watch?v=fMs3DdE5k1I>

出典：国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/index.html>)

弊社にてメールを受信次第、必要書類に不備がないか確認させていただき、加入金額並びにお振込み先をご連絡いたします。なお、稀にセキュリティの理由により届かない場合がございます。メール送信後、2週間以内に弊社より受信確認の返信がない場合は、誠に恐れ入りますが本紙の最下にごございます Hyundai カスタマーセンターへご連絡ください。

4. 新車延長保証制度 保証規約

「Hyundai 新車延長保証 保証規約」に記載のとおりとなります。加入のお申込み前に、必ずお読みください。

5. その他

個人情報の取扱いに関して

新車延長保証は損害保険会社である東京海上日動火災保険株式会社と提携して運営しています。従って、新車延長保証業務の円滑な運営とその改善のため、本申込書及び新車延長保証に

加入いただく車両の車検証、並びに新車延長保証サービスの提供のために必要なその他情報を、当該保険契約当事者である東京海上日動火災保険株式会社、当該損害保険代理店であるT&N 保険サービス株式会社、当該サービス提供関連各社及び当社指定整備工場に提供いたしますのでご了承ください。

また、東京海上日動火災保険株式会社は当社、当該サービス提供関連各社及び当社指定整備工場に対して、お預かりしたお客様の個人情報（お客様情報、車両情報等）や保険金、修理情報等を共有し、当該サービス提供関連各社及び当社指定整備工場は、これら为新車延長保証業務の円滑な運用とその改善のために利用しますので、ご了承ください。

問い合わせ窓口

・Hyundai カスタマーセンター

TEL：0120-600-066 平日午前 9 時～午後 6 時（定休日：土/日、祝日）

神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 3 番 3 号

横浜コネクトスクエア 9 階

Hyundai Mobility Japan 株式会社

新車延長保証 加入申込書

記入例

本契約申込書の記入日をご記入ください。

西暦 2025 年 4 月 1 日

1. ご契約お申込者情報

個人名義の方		個人名義の方は必要事項をご記入ください。 ※FAX 番号は任意です。
申込者	フリガナ：現代 太郎 現代 太郎	
住所	フリガナ：カナガワケンヨコハマシニシクミナトミライ○ゴウ△パン□号 ビルメイ ○カイ 〒220-0012 神奈川県 横浜 市 西区みなとみらい○丁目△番□号 マンション名 ○階	
連絡先	TEL：045-123-XXXX	
メールアドレス	hmj_ex_warranty@hyundaimobility.jp	

法人名義の方（ただし、商用目的のお車について）		法人名義の方は必要事項をご記入ください。 ※申込者と代表者の氏名が異なる場合、別途、委任状が必要となります。
申込者	フリガナ：ヨコハマ タロウ 横浜 太郎	(例)
法人名	フリガナ：〇〇〇〇 カブシキカイシャ 〇〇〇〇 株式会社	
代表者氏名	フリガナ：ヒョンデ タロウ 現代 太郎	
住所	フリガナ：カナガワケンヨコハマシニシクミナトミライ○ゴウ△パン□号 ビルメイ ○カイ 〒220-0012 神奈川県 横浜 市 西区みなとみらい○丁目△番□号 ビル名 ○階	
連絡先	TEL：045-123-XXXX	FAX(任意)：045-987-XXXX
メールアドレス	hmj_ex_warranty@hyundaimobility.jp	